

茅ヶ崎市発注工事における工事情報の表示及び看板設置実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市が発注した公共工事に関する工事請負金額等の情報をわかりやすく表示することにより、公共工事に係る市政の透明性の向上を図り市民の市政に対する理解と関心を高めることを目的とする看板の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(工事請負金額の表示)

第2条 茅ヶ崎市が発注した請負工事について、当該工事の施工中に掲げる看板に工事請負金額を表示しなければならない。

(工事について詳細な説明の表示)

第3条 次の各号に該当する工事については、別記様式の定めに従い、工事の目的、効果及び内容等を表示する看板を当該工事の期間中設置しなければならない。ただし、工事の主な内容が施設の改修や舗装の打ち替えなど、維持管理を目的とする場合はこの限りでない。

(1) 当初の設計金額が5,000万円以上の工事。ただし、関連工事が同一敷地内にある場合は、主たる工事を対象とする。

(2) 前号に該当する工事以外の工事で、その工事の内容等を表示することにより当該工事の効果等を広く知らしめる必要があると工事主管課が判断する工事。

2 茅ヶ崎市は、前項の看板の設置について適正な費用を計上するとともに、設計図書等にその旨を明示しなければならない。

3 第1項各号に該当する工事の請負業者（以下「請負業者」という。）は、第1項の看板の製作、設置及び管理をしなければならない。

(看板の表示書き換え)

第4条 請負業者は、工事請負金額の変更が生じた場合には、前2条の看板についてその書き換えに努めることとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る契約で平成23年4月1日以後に締結するものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る契約で平成30年8月1日以後に締結するものについて適用する。

様式（第 3 条関係）

工事名称又は事業名称
事業の目的、事業費、事業の効果、事業の内容、工事内容、工法の特徴、完成予想図、 環境への配慮、市民に対する協力の依頼、その他の事項のうち必要な事項
工事主管課及び連絡先

大きさは縦 1 4 0 0 ミリメートル、横 1 1 0 0 ミリメートル